

## 農地所有適格法人適格要件申告書

事業年度 年 月 日  
年 月 日

- 1 事業要件 ( 充足 ・ 不足 )  
2 経営責任要件 ( 充足 ・ 不足 )

(参考)

現在所有（当該事業年度に所有していたものを含む）又は経営している農地等は次のとおりです。

	現在地	地目 (現況)	所有者氏名	農地法第3 条の許可日	備考
法人の所有地 (経営)					
使用収益権の設定 移転を受けたもの					

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

島根県 県民センター所長 様

所在地

法人名

代表者氏名



別紙 2

農業等に係る所得区分計算書附表（非課税所得判定表）

区分	事業年度	：	：	法人名	金額
耕種農業に係る収入					
					計①
農業に付随する収入					
					計②
耕種農業及び農業に付随する収入以外の収入					
					計③
合計④ (①+②+③)					

<p>判定⑤ (②÷①)                  ※判定は、小数点以下第5位まで記載すること（第6位以下切り捨て）</p>	<p>0. . . . .</p>
------------------------------------------------------------------------	-------------------

**農業等に係る所得区分計算書**  
(非課税所得判定表により判定が0.5以下の場合)

科目		事業年度	・	法人名		
		課非区分	総額	非課税事業	課税事業	
営業損益	売上高	1	非課税			
	売上原価	2	非課税			
	販管費	法人の事業税、地方法人特別税、 県民税利子割額、源泉所得税	3	課税		
		その他の経費	4	非課税		
		(3+4)	5	—		
		(1-2-5)	6	—		
営業外損益	営業外収益	7	区分			
	営業外費用	8	区分			
	(7-8)	9	—			
経常利益		(6+9)	10	—		
特別損益	特別利益	11	区分	(農業用)	(農業以外)	
	特別損失	12	区分	(農業用)	(農業以外)	
	(11-12)	13	—			
税引前当期利益		(10+13)	14	—		
法人税等引当金		15	非課税			
当期利益		(14-15)	16	—		
法人申告別調整 <sup>4</sup>	加算	法人税額から控除される所得税額、 損金の額に算入した県民税利子割額	17	課税		
		その他の加算	18	非課税		
	減算	納税充当金から支出した法人の事業税等の額	19	課税		
		その他の減算	20	非課税		
法人税の所得金額		(16+17+18-19-20)	21	—	①	

※圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は補助金と圧縮損を相殺してください。

※区分できない場合は按分率[A]で計算してください。

法人の事業税の繰越欠損金 (法人税の繰越欠損金ではありません。)	③
-------------------------------------	---

法人の事業税の課税標準となる所得金額 (①又は②)-③	
--------------------------------	--

**農業等に係る所得区分計算書**  
(非課税所得判定表により判定が0.5を超えている場合)

科目			事業年度	： ：	法人名		
			課非区分		総額		非課税事業
営業損益	売上高	耕種農業に係る収入	1	非課税			
		その他事業に係る収入	2	課税			
	(1+2)		3	-			
	按分率(3欄の非課税事業/総額)		4	-		[A]	
	売上原価	区分できる額	5	区分			
		区分できない額	6	按分[A]			
	(5+6)		7	-			
	販管費	法人の事業税、地方法人特別税、 県民税利子割額、源泉所得税		8	課税		
		区分できる額		9	区分		
		区分できない額		10	按分[A]		
	(8+9+10)		11	-			
	(3-7-11)		12	-			
営業外収益	区分できる額		13	区分			
	区分できない額		14	按分[A]			
(13+14)		15	-				
営業外費用	区分できる額		16	区分			
	区分できない額		17	按分[A]			
(16+17)		18	-				
経常利益 (12+15-18)		19	-				
特別利益	区分できる額		20	区分			
	区分できない額		21	按分[A]			
(20+21)		22	-				
特別損失	区分できる額		23	区分			
	区分できない額		24	按分[A]			
(23+24)		25	-				
税引前当期利益 (19+22-25)		26	-				
法人税等引当金		27	区分				
当期利益 (26-27)		28	-				
法人申告別調整	加算	法人税額から控除される所得税額、 損金の額に算入した県民税利子割額	29	課税			
		その他の加算	30	区分			
	減算	納税充当金から支出した法人の事業税等の額	31	課税			
		その他の減算	32	区分			
法人税の所得金額 (28+29+30-31-32)		33	-		②		

※圧縮記帳の対象となる国庫補助金等は補助金と圧縮損を相殺してください。

※区分できない場合は按分率[A]で計算してください。

法人の事業税の繰越欠損金 (法人税の繰越欠損金ではありません。)	③
-------------------------------------	---

法人の事業税の課税標準となる所得金額 (①又は②)-③	
--------------------------------	--